

## 『法体装束抄』にみる法体装束

近藤好和

### はじめに

法体装束は法体つまり出家・剃髪者の装束である。ひとくちに法体といっても、法皇・法親王・入道親王・門跡・僧綱・凡僧・入道などの様々な身分・立場があり、俗体（俗人）とは異なる着衣がある。これを本稿では法衣と総称するが、法衣のうち法体の公服（天皇・朝廷に関わる際に着用が義務づけられた着衣）・正装が法体装束であり、参内や天皇・朝廷関連の仏教行事、その他様々な公的な場で、その身分・立場や状況に応じた装束が着用された。

かかる法体装束はいわば法体の公家装束であり、俗体の公家装束と同じく摂関期の平安貴族社会で成立した。その点では俗体の公家装束特に男子装束の延長で考えられる。それは、法体装束の下着や袴などの構成要素が公家男子装束と共通している点が明示する。また、身分・立場によって使用できる色や材質が定まっており、特に上位者は有文（織文様のある絹地）を使用でき、下位者ではできないといった点も、俗体の公家男子装束と共通する。

かかる法体装束についての歴史的考察は公家・武家の俗体装束ほどには進んでいない<sup>①</sup>。そうしたなかで、室町初期の法体装束について総括的に記した『法体装束抄』という史料がある<sup>②</sup>。筆者はこの史料を総括的に

分析することが法体装束の歴史的考察の基礎となると考えているが、この史料は断片的に引用されることはあるものの、その総括的な内容の検討は充分になされていない。そこで、本稿では、『法体装束抄』の分析を軸に法体装束の全体像を概観し、今後の研究の一助としたい。

### 一、『法体装束抄』の性格と内容

『法体装束抄』は奥書に次のようにみえる。

此法体の衣の着様・寸法已下之事、先々法皇の御ころもは当家の輩よそゐ奉る也、一向に分明に抄物などなし、今室町殿御衣は愚身めさするなり、仍公私方々沙汰を經られて淵底をきわむるの間、子孫の蒙味の不審を散ぜんが為に自筆にこれをしるし、裏判を加之者也、短慮之身定有<sup>レ</sup>「違失」歟、努々不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>「外見」云々、可<sup>レ</sup>秘々々、この一流の中にも無<sup>レ</sup>「左右」一見をゆるすべからざる者也、

応永三年三月十八日、

正四位下行左兵衛権佐藤原朝臣永行（在判）、

これによれば、『法体装束抄』は応永三年（一三九六）の成立。記主は藤原（高倉）永行（？）一四一六。代々の法皇の法体装束は高倉家が装束奉仕（調進・着装）してきたが、それについての「抄物」（記録）などはな

かった。また、傍線部分が本書執筆の背景。「今室町殿御衣は愚身めさするなり」とは、応永二年六月二十日の足利義満の出家に際し、永行が義満の装束奉仕をしたことをいい、本書はその準備過程で得た情報を子孫のために書き記したものである。つまり本書は、室町初期の法体装束に関するまさに生きた史料ということになる。

かかる『法体装束抄』には、記載順に鈍色・椎鈍・袈裟・付衣・法服・衣袴・直綴の七種類の法体装束と、法体装束には不可欠の袈裟および法体装束特有の袴である指狩が個別に記載されている。これが当時の法体装束の総体と考えられる。

具体的な内容は、各法体装束の構成要素とその色・材質・着用身分・寸法・縫製法・着装法などが記され、奥書冒頭に「此法体の衣の着様・寸法已下之事」とあるように、着装法と縫製法が記されている点に、本書が装束奉仕のための実用書であることがわかる。装束奉仕を家職とする高倉家の面目躍如である。

以下、『法体装束抄』にみえる法体装束を、鈍色・椎鈍・袈裟、法服、袈裟・指狩・付衣・衣袴・直綴の三群に分けて概観する。

これは『法体装束抄』の記載順とは異なるが、鈍色・椎鈍と法服は法体装束の様式名称であり、鈍色と椎鈍を一括するのは、椎鈍は鈍色の一様式にすぎないからである。また、ここに袈裟を加えたのは、法体装束には不可欠だからである。ついで法服を独立させたのは、『法体装束抄』では筆頭に記されていないが、法体装束のうちでもっとも正装だからである。一方、袈裟・付衣・衣袴・直綴を一括するのは、袈裟・付衣・直綴は上着の名称だからで、衣袴は上着の名称ではなく、その上着は衣だが、この衣は袈裟や付衣と構造的に同類だからである。また、ここに指狩を加えたのは、袈裟や付衣で着用する袴だからである。

## 二、鈍色・椎鈍・袈裟

### ○鈍色

『法体装束抄』本文は、目録に続いて、「一、鈍色を可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>着次第（正道法師又入道同<sub>レ</sub>之）」で始まる（山括弧内は割書または傍書部分。以下同じ）。「正道法師」は、寺院に属して僧侶として仏道修行に励む法体、「入道」は出家・剃髪後も在俗生活を続ける法体である。ついで鈍色の構成要素とその情報・着装法が詳しく記されている。このように鈍色が本書冒頭に記され、しかも構成要素とその情報・着装法が詳しく記されている点に、当時の法体にとって、鈍色がもっとも一般的な公服・正装であったことが理解できる。

その鈍色の構成要素と着装法を要約すれば次のようになる。

まず大口という肌袴（おわかつら）について、大帷・単・袴等の肌着・下着を着用。ついでそれらを表袴（うえのはかま）に着込め、そのうえに裳（も）を着用。上着である鈍色を着用し、腰を帯で束ね、五条袈裟を左肩から右脇下に懸ける。持ち物は檜扇と念珠。履き物は襪と鼻広。なお、大口・表袴の代わりに下袴・指貫の場合もあり、夏は袴を省略した。

このうち大口・大帷・単・袴・表袴・襪は束帯の構成要素と、下袴・指貫は布袴・衣冠・直衣で着用するものと基本的に同様である。

なお、大口は四幅（よの）対丈（つたい）の肌袴で、腰一本（腰紐一本）と腰二本の二種類がある。前者は束帯の肌袴。表袴に対応し、色は赤が原則。材質は無文絹地（平絹や精好）である。一方、後者は水干や直垂などの武家装束の肌袴。小袴やその変形である長袴に対応し、それらの上袴を省略してそれだけで着用されることもある。色は白が原則。材質は平絹や布である。

『法体装束抄』によれば、法体装束でも、この二種類の大口を装束の種類で使い分け、鈍色の大口は「赤大口、又白、ねり・すずし両様」とあ

り、また表袴に対応する点からも東帯用の大口である。ただし、引用のように鈍色の大口の色は赤だけでなく白もあつた。

また、大帷（大帷子とも）も二種類ある。まず東帯などで盛夏の汗取り用の肌着として着用した単同型・布製の衣。これは室町時代になると、簡略な東帯の下着として、その袖口に単の生地、また襟には単と下襲（しもがさね）の生地を取り付けた袖単（てびんせ）に変化する。もうひとつは、裏地を付けない一重直垂の下に衣紋を整えるために着用した直垂同型の衣である。

『法体装束抄』にみえる大帷は汗取り用のそれと考えられ、室町初期の法体装束では大帷が肌着として定着したことがわかる。一方、それに対して、東帯をはじめとする男女公家装束すべてで鎌倉時代以降に肌着として定着した肌小袖は、『法体装束抄』にはみられない。

以上に対し、法体装束特有の構成要素は、まず被り物がない点。これは着用者が剃髪者だから当然である。ついで裳と鈍色の着用。袷袷・鼻広の使用。念珠の所持などである。このうち被り物がない点・袷袷の使用・念珠の所持は、すべての法体装束に共通する。以下、裳・鈍色・鼻広・念珠・袷袷の順に概観する。

**裳** 裙とも。スカートのように腰に巻き付けて下半身を覆った寄裳（よせひだ）（ブリーツ）を入れた着具。<sup>⑤</sup>

構造は、『法体装束抄』によれば、「法服・鈍色の裳は十二の物なり」とあり、十二幅（の）。また、

うへのはかまより三寸ばかりあるべし、下ぎまの人はたかくきすべきなり、若裳のながくば、こしにてをるべし、

とみえ、対丈であり、その裾は表袴の裾より三寸（約九センチ）ほど上げて着装。下位者はさらに上げ、もし長ければ腰を折り込んだ。

色・材質は、

香・白、無文薄物（単なる物也）、或平絹（練・生）、又練貫、又打

『法体装束抄』にみる法体装束

物（是は法服に着する也）、夏・冬通用也、貴人香貫白、凡人不着之、とある。

色は香または白。材質は無文薄物・練平絹・生平絹・練貫と様々。香は染色。材質はすべて無文の絹地。また打物もある。これは糊張とした生地を砧で打ち、貝殻で磨いて艶を出したものである。打物で仕立てた裳を打裳（うちも）というが、これは法服用。一方、貴人は香貫白。これは凡人は不着用。貫白は緯白。以下、引用を除いて緯白と表記する。香緯白は織色・有文の絹地である。ただし、「貴人香貫白」は、貴人は香緯白も使用できるの意であろう。

また、無文薄物にのみ「単なる物也」とある。これによれば、練平絹から練貫は裕（あはせ）もあることになる。しかし、後述のように法服の裳は一重。法服・鈍色ともに裳の構造は同様であるから、鈍色の裳も材質に関わらず一重であろう。俗体・法体に関わらず装束は、夏（旧暦四月朔日～九月末日）は一重または薄物。冬（十月朔日～三月末日）は裕が原則であるから、「夏・冬通用也」というのは、一重であることをいうのであろう。

ところで、『法体装束抄』にみえる貴人・凡人の区別は明確ではない。しかし、判断基準は出自であろう。つまり貴人は、法皇・皇族・摂関家・清華家・室町將軍家などの名門出身の法体。それ以外が凡人であろう。

**鈍色** 鈍色という用語は、本来は上記のような構成要素からなる法体装束の様式名称であり、上着の名称ではない。鈍色の上着は、正しくは袍（ぼう）という。その構造は身二幅・広袖一幅半・垂領・縫腋・腰丈であり、『法体装束抄』にも「そうかうよくくたつべし」とあるように、その垂領は襟幅を広くして背後は僧綱襟（そうこうえり）といつて三角形状に高く起立させた。後述のように、鈍色のほかに法服・袷袋・裳付衣いずれも垂領で僧綱襟を立て、また衣も僧綱襟を立てることもあつた。垂領・僧綱襟は法体装

東の上着の大きな特徴である。

なお、法体装束の肌・下着である大帷・単・裯の基本的構造は俗体のそれと同様であるが、その垂領はやはり襟巾が広く、僧綱襟を立てる場合は上着だけでなく肌・下着の襟も重ねて立てた。

袍の色・材質は、『法体装束抄』によれば、「香・白、同<sup>レ</sup>裳」とある。法服は袍・裳を共裂（同色・同材質・同文様）とするから、ここも色だけでなく材質も同様の意である。つまり鈍色の袍・裳も共裂である。したがって、貴人の袍は香緯白もあつた。また、法服の袍は、冬は袷、夏は薄物であり、鈍色も同様であろう。

なお、白袍・裳に白袷を懸けた鈍色を浄衣（じやうえ）ともいった。

**鼻広** 鼻広は鼻高の音通。以下、引用を除いて鼻高と表記。『法体装束抄』によれば、「俗のあさ沓の鼻のあるものなり」とある。文字通り鼻（爪先部分）が高く盛り上がった布帛製の浅沓（短靴）である。

鼻高は法体の正式の履き物であり、必ず襪とともに履いた。襪は靴擦れ防止の靴下である。なお、『法体装束抄』には記されていないが、法服をのぞく法体装束の履き物には、藁沓（草鞋）や草履類（裏無・縮太など）もあり、これらは鼻緒があるので素足である。

**念珠** 数珠とも。『法体装束抄』によれば、鈍色は「まろす、」（丸数珠）で、「いらたかす、」（伊良太加数珠）は持たない。前者は珠が球形、後者は算盤のように菱形である。法体装束のうち鈍色と法服は丸数珠。その他は伊良太加数珠である。

珠の材質は、無患子の種・珊瑚・水晶などがあり、数は煩悩と同じ百八個が正式。その半分（五十四個）やさらに半分（二十七個）もあつた。鈍色では、材質は身分・立場によろうが（水晶が最高級）、数は正式の百八個であつたと考えられる。

ついで袷裳であるが、その前に椎鈍を概観する。

### ○椎鈍

『法体装束抄』によれば、「此事よく尋ねれば、鈍色におなじ物云々」、「どんじきにおなじ物と云々、或説には、うす墨の織色の鈍色をいふなり」とある。つまり鈍色と椎鈍は同じ法体装束。一説によれば、両者は、袍・裳の色のみが相違。鈍色は染色の香か白の無文が通常。椎鈍は織色の薄墨。織色であるから有文であろう。

### ○袷裳

縫いつないだ細長い生地複数筋を横に並べて縫い合わせ、周囲に縁を付けた、法体を象徴する着具。縫いつないだ細長い生地を甲（かう）とよぶ。『法体装束抄』によれば、五帖袷裳・平袷裳・衲袷裳・甲袷裳がみえる。

そのうち五帖袷裳は「鈍色・唐裘袋・付衣・衣袴等に常にこれをかくるなり」とあり、これに対し、平袷裳は「法服の時懸<sup>レ</sup>之」「又鈍色にもかくるなり」、衲袷裳も「法服の時懸<sup>レ</sup>之」、甲袷裳も「法服に懸<sup>レ</sup>之」とある。つまり平袷裳・衲袷裳・甲袷裳は法服用。平袷裳は鈍色にも使用し、五帖袷裳は汎用性のあるもつとも一般的な袷裳である。なお、五帖袷裳は五条袷裳とも。以下、引用を除いて五条袷裳と表記。

**五条袷裳** 袷裳を構成する甲一筋を一条とし、甲五筋を縫合しているために五条袷裳という。したがって、「帖」よりも「条」の表記が相応しい。

『法体装束抄』によれば、「裏なし、なつ・ふゆ差別なし」とある。また、色は香・紫・白・薄墨。材質・着用身分はそれぞれ次のようにある。まず香。

練浮織物、又堅織物、文不<sup>レ</sup>同、せいこうの染色、凡人僧正懸<sup>レ</sup>之、大納言入道はゆるされて着<sup>レ</sup>之、織物は法皇・竹園・撰家懸<sup>レ</sup>給<sup>レ</sup>之、凡人不<sup>レ</sup>懸<sup>レ</sup>之、室町殿者浮織物有<sup>二</sup>御懸<sup>一</sup>也、御文桐唐草也、

とある。浮織物・堅織物（固織物つまり綾）などの織物（有文）は、法皇・

竹園（皇族）・撰家・室町殿などの貴人が使用。凡人は不使用。凡人は精好の染色。凡人といつても僧正と勅許を得た大納言入道のみである。つまり香は限定された身分のみが使用した。

ついで紫。「貴人僧正以下懸<sub>レ</sub>之、浮織物貫白、文不<sub>レ</sub>同、但綾は□など懸<sub>レ</sub>之歟」とある。簡略な記述で欠字もあつて文意が取りにくい。そこで他の史料をみると、『法中衣服抄』に「織物の五帖袷袷」に対して、

地浅黄（文白）、或地紫（文白）、紫或は浅黄の堅文は、出世・僧綱・諸寺住侶、依<sub>レ</sub>官掛<sub>レ</sub>之、紫の浮文は、院家・華族の僧綱ならでは不<sub>レ</sub>掛也、<sup>⑨</sup>とある。

これによれば、織物の五条袷袷は、浅黄（香）と紫の緯白があり、そのうち堅文（綾）は、出世（公卿家出身の高位の正道法師）・僧綱・諸寺住侶が「官」つまり身分により使用。紫の浮文（浮織物）は院家（門跡）と華族（清華）出身の僧綱のみが使用。ここに香の浮織物は記されていないが、「紫の浮文は、院家・華族の僧綱ならでは不掛也」は、院家・華族は紫の浮織物だけを使用するの意ではなからう。

一方、『法体装束抄』にもどると、香に緯白は不記載。ただし、鈍色での考察によれば、貴人はその袍・裳に香緯白を使用したから、香は香緯白も含むのであろう。また、精好が染色であることを明示しているのは、浮織物・綾には緯白という織色があることを裏で示しているのかもしれない。また、紫の「浮織物貫白」は「浮織物の貫白」で、「綾」も緯白を含むのであろう。

着用身分は、『法中衣服抄』は、法皇・室町殿・入道の記述はなく正道法師だけである。その点は、香に法皇・室町殿・入道の記述がある『法体装束抄』と相違する。ただし、紫は『法体装束抄』でも「貴人僧正以下」とあり、正道法師だけと考えられる。問題は、紫使用の身分的下限

『法体装束抄』にみる法体装束

であるが、『法中衣服抄』と合わせれば、僧綱・諸寺住侶となる。また、『法体装束抄』の欠字は『大日本仏教全書』によれば「凡」。これが正道法師であれば凡人僧正（僧綱）あるいは凡僧のどちらかとなるが、『法中衣服抄』と合わせれば、凡人僧正であろう。

いずれにしろ、紫も香同様に限定された身分のみが使用した。ついで白。『法体装束抄』によれば「薄物・せいかう、貴賤懸<sub>レ</sub>之」とある。この薄物には貴人使用の有文も含まれよう。

ついで薄墨。「有文薄物・織物同<sub>レ</sub>前、綾并平絹生等付重もあり」とある。これも簡略な記述で分かりにくい。「織物」は「綾」もみえるからここは浮織物のことか。「同前」は、香と同じく貴人が使用するの意であろうか。「付重」は、『大日本仏教全書』によれば「付色」。綾や平絹の生は染色もあるの意か。とすれば、有文薄物や浮織物には織色もあつたか。

平袷袷 『法体装束抄』によれば、「裏はなきなり、綴も甲も一色の物也、七帖歟」とある。五条袷袷と同じく一重。甲七筋の七条である。また、「綴<sub>（つづり）</sub>」も甲も「一色の物」（共裂）で仕立てた。「綴」は、『法中衣服抄』によれば、

金欄・錦・綾などにて一色に縫へるをば平袷袷と申し、金欄・錦・綾など縫ませたるをばつゝりと申す也、

とある。これによれば、全体を共裂で仕立てたのが平袷袷。色々な材質を縫い交えたのが綴ということになる。しかし、これは『法体装束抄』の「綴」には明らかに当てはまらない。

これに対し、『法中装束抄』<sup>⑩</sup>によれば、「綴」は縁のことと考えられる。つまり『法中装束抄』は法体装束について問答形式で記されているが、その「紫甲・青甲事」に、「紫甲ハ其体如何、誰人着用乎」という問いに対して次のように回答する。

地ハ紫ノ綾・有文、ヘリハ黒色ノ綾等常事也、（中略）青甲ハ地青ク、

へり又黒色等如<sup>二</sup>紫甲<sup>一</sup>、(中略)平袈裟ハ地モへりモ同ジ、文同色。甲袈裟ハへりノ色ヲ黒クシテ、文モ又替タル、(中略)甲袈裟ニ可<sup>二</sup>混乱<sup>一</sup>者哉、可<sup>二</sup>分別<sup>一</sup>也、

平袈裟と甲袈裟の相違が記されている。「地」(甲)と「へり」(縁)はともに有文。両者が共裂が平袈裟。縁が黒、甲はそれと異色(紫や青)で、文様も相違するのが甲袈裟という。これは『法体装束抄』の記述に合い、「綴」は縁であることがわかる。

平袈裟の色・材質は、『法体装束抄』によれば、香織物・白織物・白生平絹・薄墨布がある。香織物は「浮・堅、文不<sup>レ</sup>同、僧正以上懸<sup>レ</sup>之」、白織物は「浮・堅、文不<sup>レ</sup>同、可<sup>レ</sup>然人懸<sup>レ</sup>之、常には不<sup>レ</sup>懸<sup>レ</sup>之歟」とある。ともに高位者の使用であるが、両者は着用身分が相違し、特に白織物はごく限定された身分での使用である。これに対し、白生平絹は「貴賤懸<sup>レ</sup>之」とある。また薄墨布は「法服之時懸<sup>レ</sup>之」とあり、鈍色では不使用。着用身分は不記載だが、白生平絹と同様であろう。

納袈裟 『法体装束抄』によれば、「甲も綴も色々不<sup>レ</sup>同、又綾・織物、文等不<sup>レ</sup>同也、九條歟」とある。色・材質・文様は甲・綴(縁)ともに様々で九条。また、各部の寸法を記載したなかに「裏一丈九尺六寸」の記述もあり、袷である。これによれば、九条で袷であることが納袈裟の構造的特徴となる。

甲袈裟 これは前掲『法中装束抄』で既述した。『法体装束抄』によれば、「丈数も懸様も平袈裟におなじ」とあり、平袈裟との相違点は材質だけである。また、紫甲・青甲のほかには香甲・櫛甲もみえる。

### 三、法服

#### ○法服

法服は、『法体装束抄』では付衣の次に記され、筆頭に記されている鈍色よりも格の低い法体装束かのような印象を受ける。しかし、法服こそ最正装の法体装束である。この点は、応永二十七年(二四二〇)に成立した恵命院宣守の『海人藻芥』「僧俗装束相当之事」に、「法服ハ俗ノ東帯也、袈代ハ俗ノ直衣也、鈍色ハ俗ノ狩衣也、衣ハ俗ノ直垂也」とあり、法服を天皇以下男子の最正装である東帯に相当させている点からもわかる。

法体の最正装である法服が、『法体装束抄』では筆頭に記されず、鈍色が筆頭なのは、当時は鈍色が法体の正装として一般化され、法服が特別な法会等の限られた機会にしか着用されなくなつたからであろう。これは、室町時代になると、東帯が節会などの特別な行事でのみ着用され、日常の参内は衣冠が一般化する現象と軌を一にする。

事実、中山忠親の『薩戒記』応永三十二年(二四二五)十二月二十七日条に、花頂僧正定助の意見として、

近日法体人々へ一位入道已下参内之時着<sup>二</sup>衣袴<sup>一</sup>事、尤不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>然事也、於<sup>二</sup>衣袴<sup>一</sup>者可<sup>レ</sup>准<sup>二</sup>狩衣<sup>一</sup>事也、参内之時鈍色・法服・袈代等可<sup>レ</sup>着事也、

とみえ、また同翌年正月一日条にも後小松上皇の意見として、

凡参内不<sup>二</sup>打任<sup>一</sup>事也、然而入道殿有<sup>レ</sup>命、不<sup>レ</sup>能<sup>二</sup>左右<sup>一</sup>、随而時服事可<sup>レ</sup>為<sup>二</sup>鈍色<sup>一</sup>、若又於<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>聽<sup>二</sup>袈袋<sup>一</sup>輩者、可<sup>レ</sup>為<sup>二</sup>袈代<sup>一</sup>歟、而當時人々衣袴之外無<sup>二</sup>其儲<sup>一</sup>、尋常参内之時着<sup>レ</sup>之、猶不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>然、況於<sup>二</sup>三参内<sup>一</sup>哉、於<sup>二</sup>衣袴<sup>一</sup>者准<sup>二</sup>布衣<sup>一</sup>之物也、然而如<sup>レ</sup>此沙汰無益之由、有<sup>二</sup>入道殿命<sup>一</sup>、雖<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>及<sup>二</sup>左右<sup>一</sup>、正元参内猶可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>猶予<sup>一</sup>事歟、とみえる。

当時、衣袴がなし崩し的に法体の参内装束となつた状況とともに、勅許を得た者は袈代(袈袋)で参内したが、規定の参内装束は鈍色であり、

鈍色が法体にとつての一般的な正装となつたことがわかる。なお、前者の「鈍色法服」は、鈍色と法服の意としたが、「鈍色の法服」と読み、鈍色のこともかもしれない。

とはいえ、法服と鈍色には共通点が多い。たとえば法服の上着も袍といい、また同じく裳を着用し、袍・裳の構造は鈍色とまったく同様である。これは『法体装束抄』にも、「丈数・下具等鈍色におなじ、縫様同前、夏・冬あり」とある。

また、鈍色の袴は、『法体装束抄』によれば、構成要素のなかで大口・表袴を掲げた後に、「指貫をも鈍色に着用あり、白下袴なり」とある。つまり鈍色の袴は大口・表袴が正式で、指貫・下袴もあり得るといふ理解である。

しかし、本来は大口・表袴は法服限定で、鈍色は下袴と指貫が原則である。鈍色に指貫着用が本来であつたことは、やはり『海人藻芥』に前掲引用に続いて、

俗人ハ直衣并狩衣時ハ下ニハ令<sup>レ</sup>着<sup>二</sup>用指貫<sup>一</sup>、僧中袈代并鈍色ノ下ニハ尤令<sup>レ</sup>着<sup>二</sup>用指貫<sup>一</sup>之処、慈鎮和尚申<sup>二</sup>公家<sup>一</sup>被<sup>レ</sup>止<sup>レ</sup>之云々、当時坊官以下三綱・世間法師ハ鈍色等之下ニハ用<sup>二</sup>指貫<sup>一</sup>也、

とみえることからわかる。下袴のことは記されていないが、下袴は指貫に対応する肌袴であり、指貫ならば肌袴は下袴が原則である。また、履き物は、法服は襪・鼻高のみ。鈍色のように、素足に藁沓や草履類はない。

さらに法服と鈍色の相違点として、袍・裳の色・材質、衲袈裟または甲袈裟と横被<sup>おっひ</sup>の使用があり、平袈裟も、鈍色でも使用するが法服での使用が本来である。袈裟についてはすでに概観したので、袍・裳の色と材質、着用身分、横被について概観する。

袍・裳 『法体装束抄』によれば、赤色袍・裳、香袍・裳、黒袍・裳、

薄墨布袍・裳がある。

赤色袍・裳は、「文小葵、浮織物・かた織物、裏あり、裳には裏なし、夏は薄物、文同<sup>レ</sup>冬」とある。材質は冬・夏で分かれ、冬は小葵文様の浮織物か綾。袍は袷。裳は一重。夏は同文様の薄物。着用身分は「法皇・竹園・貴人晴之時着<sup>二</sup>給之<sup>一</sup>」とある。

また、「打裳、貴人晴之時着<sup>二</sup>給之<sup>一</sup>、色并文等同<sup>二</sup>御袍<sup>一</sup>、夏も有<sup>レ</sup>裏、又冬も裏なし」とある。貴人の晴では打裳も着用し、色・文様は袍同様で、季節不問で袷と一重の両様があつた。

香袍・裳は、「冬は練堅織物、文不<sup>レ</sup>同、裏あり、法皇は御文菊八葉なども御用あり、夏は薄物、文不<sup>レ</sup>同」とある。赤色袍・裳との相違点は、浮織物を使用しない点と文様である。着用身分は「僧正以上貴賤着<sup>レ</sup>之」とある。赤色袍・裳と対比すると、その範囲は僧正にまで拡大。僧正は貴人出身者だけでなく、凡人出身者もいた。「貴賤」とはその意であるう。

黒袍・裳は、「冬は綾、裏あり、色ふしかねぞめ、夏は薄物、文不<sup>レ</sup>同」とある。香袍・裳との相違点は色のみ。色は五倍子鉄漿染である。着用身分は「貴賤着<sup>レ</sup>之」とある。なお、香袍・裳とともに、記載はないが、赤色袍・裳と同じく、裳は一重であろう。

薄墨布袍・裳は、「両面夏冬無<sup>二</sup>差別<sup>一</sup>、表袴面薄墨平絹なり、此外下具は常の法服におなじ」とある。<sup>⑩</sup>「両面夏冬無<sup>二</sup>差別<sup>一</sup>」は、「両面」が不明だが、布製の着衣は一重が原則であるから、袍・裳とも季節不問で一重の意か。また、表袴の表地は、束帯・法体装束ともに、有文・無文の区別なく白が原則だが、法服の薄墨布袍・裳では薄墨平絹となる。それ以外の下着は通常の法服同様という。着用身分は「受戒の人、又は如法経導師等着<sup>レ</sup>之敷」とある。「受戒の人」（出家して受戒を受ける人）と、「如法経導師」（如法経会導師）である。これは身分ではなく、厳肅さを必要と

するごく限られた機会での着用である。

**横被** 甲一条に縁を付けた細長い長方形の着具。法服にのみ使用。言い換えれば、七条袷袷である平袷袷・甲袷袷または九条袷袷である衲袷袷と一对の着具。着用方法は、袷袷が左肩から右脇下に着用するのに対し、『法体装束抄』によれば、付属の小緒を帯の左腰に結び付け、背後から右肩に懸けた。なお、背後は袷袷の中に入れ、正面は袷袷のうえに垂らした。<sup>⑬</sup>色・材質は、『法体装束抄』によれば、「色・綴様はけさにしたがひておなじやうにあるべし」とあり、色・「綴様」（ここは縫い方か）は袷袷に準じた。甲袷袷の時も「横被又けさの色にしたがふべし」とある。

#### 四、袷袋・指狩・付衣・衣袴・直綴

##### ○袷袋

袷袋は、『法体装束抄』の目録には「袷帯」ともあるが、ともに袷代の音通。前掲『薩戒記』でも「袷代」とあった。以下、引用を除いて袷代と表記。この袷代は、『法体装束抄』だけでなく、『僧服集要』所収の『法中装束抄』に着用身分と色・材質についての詳しい記事があり、『法体装束抄』の記述を補えるので合わせて概観する。

まず着用身分。『法体装束抄』によれば、凡上さまばかりめさるゝものなり、大納言入道まではゆりて着用参内すと也、僧正又同也、是以下人不<sub>レ</sub>着<sub>レ</sub>之歟、とある。一方、『僧服集要』所収『法中装束抄』によれば、

袷袋、法皇・法親王常著、御僧綱之中<sub>三</sub>輩被<sub>レ</sub>聽<sub>レ</sub>之後著<sub>レ</sub>之、御持僧者依<sub>二</sub>別勅<sub>一</sub>著<sub>レ</sub>之、大臣落飾之後又<sub>レ</sub>如此、大納言已下公卿之人、入道者、後蒙<sub>二</sub>勅免<sub>一</sub>而着用也、如<sub>二</sub>直衣<sub>一</sub>規模之事也、とある。<sup>⑭</sup>

両者でやや相違するが、「上さま」は「法皇・法親王」、「僧正」は「御僧綱之中<sub>三</sub>輩」に相当し、法皇・法親王以外の袷代の着用は勅許が必要なることがわかる。また、勅許が下りる範囲は、僧正と御持僧および公卿以上（『法体装束抄』は大納言以上）の入道である。『法体装束抄』には足利義満着用の例が二例掲げられているが、室町殿の着用も公卿以上の入道に準じるのであろう。つまり袷代は限定された身分が着用した法体装束であり、逆にこの袷代を勅許された身分が、前掲『薩戒記』でみたように、袷代で参内できた。

かかる袷代の法体装束における位置は、前掲『海人藻芥』で袷代を直衣に相当させ、『法中装束抄』にも「如直衣規模之事也」とあるように、公家男子装束における直衣の位置に対応する。直衣も上皇・皇族・公卿・公達といった限られた身分が着用し、かつ直衣での参内は通常はできないが、雑袍勅許を得た一部の公卿は冠直衣での参内が可能であった。<sup>⑮</sup>

ついで袷代の構成要素は、『法体装束抄』によれば、鈍色のように網羅されているわけではないが、鈍色との相違点を要約すれば、袷代の着用。下袴・指貫を着用する一方で指狩も着用する点。裳を着用しない点などである。ほかは鈍色とほぼ同様だが、指狩を着用した場合は下着の着装法が変化した。以下、袷代と指狩を概観する。

**袷代** 構造は、身二幅・広袖一幅半・垂領（僧綱襟）・けつてき 闕腋・うらん 裾長・有欄である。これは『法体装束抄』によれば「ぬいやう付衣に同じ」とある。闕腋・裾長・有欄である点が、法服・鈍色の袍とは相違する。

このうち有欄は、裾に欄とよぶ横裂を付けたものをいう。公家男子装束では、束帯の縫腋位袍いぼうや布袴・衣冠の位袍、雑袍（直衣）・小直衣が有欄である。縫腋位袍と布袴・衣冠の位袍および雑袍は縫腋・対丈。縫腋・対丈の上着は有欄が原則である。

縫腋・対丈の上着は袴の上に着用するため、欄がないと窮屈で足裁き



が阻害される。襦は足裁きを良くするためのものである。したがって、本来の襦は左右と背後に寄襷を入れた。しかし、公家男子装束の襦は原則的に寄襷はなく、左右の寄襷に相当する部分を外に引き出し、襦の左右両端が身幅よりも飛び出した構造である。この襦の身幅より飛び出した部分を蟻先ありさきといい、一方、本来の寄襷を入れた襦を入襦にいづという。襷代は入襦であり、俗体装束では束帯の縫腋位袍の前身である奈良時代の朝服の縫腋位袍や、大弁や検非違使別当着用束帯の縫腋位袍が入襦である。

これに対し、俗体装束のうち水干や武家装束のように、足裁きをまったく考慮する必要のない腰丈の上着はもちろん、対丈でも束帯の縫腋位袍や狩衣のように縫腋の上着は無襦である。そもそも縫腋は足裁きを良くするための処置。そのうえに襦は不要である。そうしたなかで、縫腋・対丈の小直衣や、縫腋・裾長の襷代が有襦であるのは特異である。

なお、『法体装束抄』では、襷代の着装法のなかで「御裳をとりながめて、まへへをしやるなり、直衣の襦のごとし」と、「御裳」の扱いを解説する（「御」は義満への着装を想定しているため）。この裳は「直衣の襦のごとし」とあるように、襦のことである。この点、上着とは独立した法服・鈍色の裳と混同すると、襷代の構造を読み誤る。

ちなみに、襷代が裳を着用しないのは、上着が裾長・有襦のために裳を着用してもすべて上着に隠れてしまうためであり、襦が裳に置き換えられたと考えるべきであろう。

ついで襷代の材質は、『法体装束抄』によれば、

しぐら綾・のしめ綾、又平絹、俗の直衣の調様也、文法皇・竹園は菊八葉、其外は家々文不同、白裏あり（若人裏色）、（中略）夏は襷袋を不着用之云々、又夏も冬を通用之、別にすしはなきなり、とある。

『法体装束抄』にみる法体装束

袷であり、表地は緞綾・熨斗目綾や平絹。「俗の直衣の調様」という。裏地は、色は白。若年は色付。材質は不記載だが、平絹であろう。文様は、法皇・竹園は菊八葉文様。それ以外は出自の家々で文様は不定。なお、言うまでもないが、平絹ならば無文。また、夏は襷代を着用せず、着用する場合は冬と同じ。つまり袷。生絹も用いない。

これに対し、『法中装束抄』によれば、「面織物・綾、色香・紫、裏平絹同色、或裏無端折、縫多、夏季著裏無」とある。やはり袷だが、表地は「織物」（浮織物）か綾。色は香か紫。文様は不記載。裏地は、材質は平絹。「同色」は表地の香または紫に合わせるという意であろう。また、一重もあり、その場合は「端折」った。一重の場合、袖口・襟元・裾・裾などの生地縁に当たる部分はそのままではほつれる。そこで、小さく折って縫い込んだり、糊を付けて丸めた。これを端折または捻という。かかる「裏無」は夏に着用した。「縫多」は不明。

両者には相違点が多い。表地は、『法中装束抄』の「綾」が緞綾や熨斗目綾であるかどうかは不明だが、綾を用いる点は共通する。しかし、平絹と浮織物は相違。また、色は『法中装束抄』にのみみえる。もともと『法体装束抄』も法皇着用の香織物の襷代の例を記す。裏地の色は両者で相違。さらに『法体装束抄』によれば夏用の襷代はないが、『法中装束抄』によれば、夏は一重の襷代である。

かかる相違が生じるのも、襷代に限られた身分が使用するために、そこに着用者本人の嗜好による恣意的な要素が加わるからであろう。

#### ○指狩

構造は、『法体装束抄』によれば、「六のものなり」、「ぬいよう浄衣の袴に同じ、（中略）あしくびく、りをゆひすへて着す」とあり、浄衣じよういの袴と同様。それは襖袴あうこといい、六幅むの・裾長・腰二本くくりばかまの括袴である。

色・材質は、「白・薄墨、地綾（色）又平絹（練・生）、裏あり、色面

にしたがふなり」とある。袷。表地は白か薄墨の綾（「色」は不明）か平絹（「地」は、『大日本仏教全書』では「面」）。裏地は、色は表地に合わせ、材質は平絹であろう。

また、『法体装束抄』によれば、袷代に下袴・指貫を着用した場合は、「あこめ以下なににても、下具は指貫下、したのかまの上に入べし」とあり、袴以下の下着は下袴の上に着用して指貫に着込めた。これに対し、指狩着用の場合はずぎのようにみえる。

下の袴なし、（中略）大口をも着せず、袷袋・付衣に此さしかりを着する時は、長大帷なり、下具はみなさしかりの上にあるべし、

指狩は下袴・大口などの肌袴は着用せず、大帷を長大帷に替え、肌・下着はすべて指狩の上に着用した。なお、この大口は、襖袴の肌袴ともなる腰二本の大口である。

さらに『法体装束抄』によれば、

此指狩は青蓮院門跡久々着<sup>レ</sup>之、他門跡は着せず、（中略）室町殿はさしかりをよしとて、さいく御出などの時、御袷袋・御付衣にめさる、なり、しぐら（又のしめ）綾、文藤丸、只調様指貫のごとし、

とある。指狩は青蓮院門跡を除いて門跡は着用せず、義満は好んで袷代や付衣でよく着用。その材質は緞綾や熨斗目綾。文様は八藤丸文様。「只調様指貫のごとし」とある。

### ○付衣

『法体装束抄』によれば、「無<sup>レ</sup>裏、（中略）くびたちたる裳付衣の事」とある。一重で、「くびたちたる」は僧綱襟があることをいい、付衣は裳付衣の略称である。構造は、既述のように袷代同様。したがって、この裳もやはり欄。裳付衣は有欄衣と同義である。

色・材質は、『法体装束抄』によれば、香薄物・白薄物・薄墨・長絹・布。香薄物は「文不<sup>レ</sup>同、法皇・竹園は菊、摂家は牡丹、室町殿は桐な

り、又無文有<sup>レ</sup>之」とある。また、白薄物は「同前」、薄墨も「同」とあり、ともに香薄物同様。これに対し、長絹・布には註記はない。

ただし、長絹は無文の絹地で、布も文様はない。着用身分は上位者のみ記されているが、袷代とは異なり、長絹や布製は下位者が着用したのであろう。

構成は、『法体装束抄』を要約すれば、鈍色とはやや相違し、大口・長大帷・袴・付衣・帯・五条袷袋が基本。この大口も腰二本であり、上袴は着用しない。ただし、大口を省略して指狩を着用する場合や、下袴・指貫を着用する場合もあり、その際の着用方法はそれぞれ袷代同様という。

### ○衣袴

『法体装束抄』では、鈍色について詳しい記述がある。前掲『薩戒記』によれば、なし崩し的に当時の法体の参内装束になったことからわかるように、鈍色同様に衣袴が当時の法体の一般的な装束であったからであろう。ただし、『法体装束抄』によれば「入道着用衣袴事」とあり、また『建内記』応永三十五年（一四二八）正月二十三日条にも「衣袴者俗中入道之装束也」とあるように、衣袴は入道の法体装束である。

この衣袴は上着である衣と袴からなる。色・材質・着用身分は、『法体装束抄』によれば、「（生）薄墨絹（貴人着<sup>二</sup>用之<sup>一</sup>）、同色布（貴賤着<sup>レ</sup>之）」とある。生絹製と布製があり、色はともに薄墨。生絹製は貴人用。布製は「貴賤」用である。この色・材質は、衣と袴で共通と考えられる。つまり衣と袴で共製である。事実、『法体装束抄』によれば、衣は「ひとえにうらなし」、袴は「うらは白きぬ、練・生いづれもしさあなし」とあり、衣は一重。袴の表地については記されていない。袴の表地の色・材質が記されていないのは、衣と同様だからであろう。なお、上着と袴（の表地）を共製にすることを上下<sup>かみしも</sup>という。

構造は、『法体装束抄』によれば、衣は、

そうかうも只ひた、れのゑりのやうにして、うちへおりかへす、又付衣などの様にそうかうのあるもありと云々、つねには見不及、大くびあり、(中略)袖つけより、裳のもとまで両方のわきあくるなり、とあり、また、

ころものたけ、その人の一のはねよりきびすのもとまでの寸法に四五寸ばかりおとすべし(下さまの人は七・八寸もおとすべし)とみえる。

前者によれば、僧綱襟は立てないのが原則。「大くびあり」は垂領の意。「裳」はやはり欄。袖付より欄までは闕腋という。後者によれば、衣の丈は、「一のはね」(首の付け根部分の脊柱である)から踵までの寸法のうち、それよりも約十二〜十五センチほど短くした。

これをまとめれば、衣の構造は、記述はなくとも身二幅・広袖一幅半であることは推測でき、さらに垂領・闕腋・有欄・対丈となる。これを袈代・付衣と比較すると、相違点は裾長か対丈。つまり裾の長さだけとなる。袈袋・付衣と同じ構造で対丈が衣である。一方、袴は「ぬい様又身の入やうたゞ浄衣に同じ」とあり、襖袴と同様という。

構成は、『法体装束抄』の記述を整理すれば、着用順に下袴・大帷・袴・衣・帯・五条袈裟となる。袖は「着せず、むかし着する人あり、それは難あり」とある。また、袈裟の色・材質・使用身分は、

薄墨の薄物、文は人の所為にしたがふ、不<sub>レ</sub>同るなり、貴賤懸<sub>レ</sub>之、かけやう同前、大臣の入道以上は絹衣袴、香袈裟も又懸るなり、香げさは大納言入道もゆるされては懸<sub>レ</sub>之云々、

とある。通常は薄墨薄物。文様は着用者次第で不定。これは文様の種類だけでなく、有文・無文の別も含むのであろう。また、大臣入道以上は絹衣袴に香袈裟も着用。勅許を得た大納言入道も香袈裟を使用。勅許を得た大納言入道が香袈裟を使用することは、五条袈裟でもふれた。

『法体装束抄』にみる法体装束

### ○直綴

本来は中国の禅僧の着衣。鎌倉時代に舶来し、やがて法体装束として、またのちには俗体の着衣としても普及した。したがって、これまでの法体装束とはその出自を異にする。

構造は、褌<sub>へん</sub>とよぶ身二幅・広袖一幅半・垂領・縫腋・腰丈の上着に裳を縫い付けた。この裳は欄ではなく、法服・鈍色同様の裳である。褌に直接裳を縫い(綴じ)付けたので直綴という。

『法体装束抄』によれば、全文でつぎのようにある。

〈うす墨〉絹のぢきとつ(へねり・すずし)、白生大口は大臣以下三位入道まで着用之、或色々のおりもの・うす物等の直綴も着用之、(うすぢみ)布の直綴・布の大口は殿上人以下入道着用之、夏は公卿もうすもの(ぢきとつ)布を用、こゝろにまかすべし、

これによれば、衣袴同様に直綴も入道の法体装束。構成要素は、袴は大口のみ。これも腰二本である。ほかは不記載だが、大口のうえに長大帷程度は着用したであろう。色・材質は、直綴は薄墨色の練絹・生絹か布。大口は、生絹製は白。布製は記載がないがやはり白であろう。着用身分は、絹製の直綴・大口は大臣入道から三位入道まで。この身分は様々な織物や薄物の直綴も着用。夏は公卿の入道も本人次第で薄物や布の直綴を使用した。

なお、『建内記』応永三十五年(一四二八)正月二十三日条によれば、その日等持院で足利義持の葬儀があり、葬儀参加者の公家を中心とする法体装束が詳しく記されている。そのうち入道儀同三司日野資教以下の公卿入道はすべて白練絹直綴である。

直綴は薄墨色だけでなく白もあったことがわかるが、同時に同じく入道の法体装束として直綴と衣袴の関係について次のような記述がある。

藤中納言入道豊光に対して、

四七一

直綴(同)儀同三司・一位禪門等、応永十五年(鹿苑院殿)御時、法体人著<sub>レ</sub>衣(袴)一、然而(今度)為<sub>二</sub>直綴<sub>一</sub>之由自称<sub>レ</sub>之、又云、去々年喪<sub>レ</sub>母之時、相<sub>二</sub>尋少納言入道常宗<sub>一</sub>之処、(入道)法体人喪<sub>二</sub>父(母)一事為<sub>二</sub>邂逅<sub>一</sub>之間、(更不<sub>三</sub>)記置<sub>一</sub>、葬礼時服等無<sub>二</sub>所見<sub>一</sub>、但直綴者猶是法衣可<sub>レ</sub>云<sub>二</sub>甚深<sub>一</sub>歟、衣袴者聊有<sub>二</sub>俗服之風情<sub>一</sub>物歟、然者如<sub>レ</sub>此之時直綴可<sub>レ</sub>然歟之由返答之間、葬礼已下用<sub>二</sub>直綴<sub>一</sub>了、仍今度又如<sub>レ</sub>此云々、少納言入道返答之様、強不<sub>二</sub>甘心<sub>一</sub>事也、著<sub>二</sub>藁沓<sub>一</sub>、とある(括弧内は原本が虫損・磨損などによる欠字で『大日本古記録』の校訂註に従った部分である)。

これによれば、今回の葬儀で、豊光は少納言入道常宗(清原良賢)の意見に従って直綴とした。ほかの公卿入道がすべて直綴であるのも良賢の意見の反映もあるかと考えられるが、良賢が衣袴よりも直綴が相応しいとした理由は、直綴は法衣として「甚深」、衣袴は「俗服之風情」であるからである。「甚深」「俗服之風情」ともにその意味は難解であるが、良賢のこの意見に『建内記』の記主万里小路時房は「強不<sub>二</sub>甘心<sub>一</sub>事也」と賛同していない。

また、藤宰相入道永藤に対しては「直綴同<sub>二</sub>自余之法体<sub>一</sub>、衣袴不<sub>二</sub>所持<sub>一</sub>之間如<sub>レ</sub>此云々」とあり、永藤が直綴を着用したのは、衣袴を所持していないという単純な理由からであった。

いずれにしろ、葬儀の際の入道の法体装束として、当時、衣袴と直綴の両意見があったことは明らかである。

また、豊光の履き物は藁沓であったが、飛鳥井中納言入道雅縁に対し

直綴同<sub>二</sub>自余之法体<sub>一</sub>、只如<sub>二</sub>尻切<sub>一</sub>著<sub>二</sub>用之<sub>一</sub>歟、為<sub>二</sub>衣袴<sub>一</sub>者可<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>藁沓<sub>一</sub>、今為<sub>二</sub>直綴<sub>一</sub>、仍用<sub>二</sub>尻切<sub>一</sub>云々、如何、

とある。雅縁の意見によれば、藁沓は衣袴の履き物。直綴は尻切しりぎれとなる。

この意見に対しても時房は「如何」と疑義を呈し、時房の意見によれば、直綴も藁沓である。なお、尻切は、足半あしなかともいい、爪先部分だけで踵部分のない草履である。

おわりに

以上、『法体装束抄』の分析を軸に室町初期の法体装束について、おもにその構成要素・構造・色・材質・着用身分など概観した。『法体装束抄』の記述は内容は豊富であるが必ずしも体系的なものではないため、他の史料との齟齬も生じるかもしれない(事実、その一部は本稿で示した)。また『法体装束抄』では記されていないために、本稿ではほとんどふれていない各法体装束の着用機会については、古記録などから個別の事例を探っていくよりほかにない。さらに本稿で取り上げた以外にも様々な法衣があるし、また尼の法衣についてはまったくふれられなかった。これらはいずれも今後の課題であるが、本稿が法体装束研究の一助となれば幸いである。

#### 註

- ① 管見では、井筒雅風『袈裟史』(文化時報社、一九六五年)、同『法衣史』(雄山閣出版、一九七四年)、江馬務『日本法衣史』(『江馬務著作集第三巻服飾の諸相』中央公論新社、一九七六年、初出一九六八―一九七一年)、鳥居本幸代『鎌倉時代の法衣について』(『天台学報』三十、一九八七年)、澤田和人「直綴の基礎的研究(上)」(『仏教芸術』二五四、二〇〇一年)、同「直綴の基礎的研究(下)」(『仏教芸術』二五七、二〇〇一年)などがあり、また筆者は未見だが花圓映澄『法衣史』(鍵長法衣店、一九二七年)もある。

- ② 『法体装束抄』は、『群書類従』第八輯・装束部、および『大日本仏教全

書』第五十卷威儀部二（財）鈴木學術財団、一九七一年）に所収。冒頭に「法体装束事（付）童体装束事」とあり、法体装束だけでなく、その後半は童体装束について記す。また、『法体装束抄』という書名は、群書類従本の標題に「法体装束抄（是元無名書、今私題之）」とあり、『群書類従』所収の際の仮の書名。本来は書名がなかった。そこで、大日本仏教全書本は「法体装束事（付）童体装束事」を書名とする。また、群書類従本と大日本仏教全書本の本文は、ごく一分に相違があるものの基本的には同様である。ただし、表記は、群書類従本は漢字仮名交じり、大日本仏教全書本は漢字片仮名交じりである。本稿では、『法体装束抄』の書名とともに群書類従本を使用し、大日本仏教全書本との相違は註で指摘する。

③ 現在までのところ、永行が義満出家の装束奉仕をしたことを示す他の史料は管見に及んでいない。

④ 以下、装束の基本事項は、紙数の関係もあり、法体装束の解釈に必要な場合を除いて特にはふれない。詳しくは、鈴木敬三編『有識故実大辞典』（吉川弘文館、一九九六年）の関係項目や、近藤好和『装束の日本史』（平凡社新書、二〇〇七年）などを参照いただきたい。

⑤ 裳は、俗体の公家装束では男子の礼服と女房装束で着用する。また、裳は成人女子の象徴であり、女子が裳をはじめ着用する儀式を着裳といひ、女子の元服である。礼服の裳は褶ひらみといひ、法体装束の裳と同じく腰に巻き付ける対丈の構造であるが、女子の裳は八幅・裾長の構造で、腰に巻き付けるのではなく背後に引きずった。

⑥ 『永治二年真言院御修法記』正月八日条（『統群書類従』第二十五輯下・釈家部所収）によれば、真言院御修法参加の僧侶の装束を「諸僧著浄衣・五帖」、次大阿闍梨、浄衣之上著「平袈裟」とし、『年中行事絵巻』真言院御修法場面には、白袍・裳の鈍色に白袈裟の伴僧達が描かれる（鈴木敬三『住吉模本年中行事絵巻解説』古典芸術刊行会、一九五九年）。

⑦ 『信貴山縁起絵巻』延喜加持の場面には、参内する天皇の護持僧一行が描かれ、法服姿の護持僧が鼻高を履くのに対し、鈍色姿の従僧は素足に草履である。

⑧ 「唐」は、大日本仏教全書本にはなく衍字であろう。

⑨ 『法中衣服抄』は、『大日本仏教全書』第五十卷威儀部二所収。奥書に

「右一冊以菅宰相為庸脚本一乞筆写一校了、寛文第六季冬念三（花押）」とあるが、詳しい書誌は管見では不明。

⑩ 『法中装束抄』は、『群書類従』第八輯・装束部所収。「法中装束抄（是元無名書、今私題之）」とあり、『法体装束抄』と同じく本来は書名はなく、冒頭に「法中装束之事」とあることからの『群書類従』所収の際の仮の書名。奥書に「報恩院前大僧正隆源以御自筆写」とあるように、醍醐寺報恩院隆源（一三三二—一四二六）筆。本稿では群書類従本を使用。

⑪ 『群書類従』第二十八輯・雑部所収。

⑫ なお、『群書類従』では、「布袍裳」に「色薄墨」の傍書があり、『大日本仏教全書』にはない。また、『大日本仏教全書』では、「面薄墨」に「一本作白」と校訂する。

⑬ 横被着用の様は、ともに法服姿の、『年中行事絵巻』御斎会場面の諸僧や『足利義満像』（鹿苑寺蔵）などに明瞭である。

⑭ 『僧服集要』は『大日本仏教全書』第五十卷威儀部二所収。詳しい書誌は管見では不明。引用の本文は群書類従本『法中装束抄』に該当部分はない。『僧服集要』所収の『法中装束抄』は、その「傍朱」によれば、「此勘物自鷹司殿被申請由、冷泉入道等覚爾借受」とある。

⑮ ちなみに『海人藻芥』では、鈍色は狩衣相当であった。しかし、狩衣での参内はできないから、その点では、法体の参内装束として一般化した鈍色を狩衣相当とするのは妥当性を欠く。『薩戒記』で衣袴を狩衣（布衣）に相当させている方が妥当である。むしろ鈍色は、本稿で概観した法体装束における位置を考えれば、衣冠に相当させるのがもっとも妥当である。しかし、『海人藻芥』で袈代を直衣に相当させている点と対比すれば、狩衣は上皇以下貴賤の別なく着用するのに対し、直衣は限られた身分しか着用しない。その意味で『海人藻芥』は、鈍色を狩衣相当としたのである。

⑯ 名称は人口に膾炙しながら実態がよくわからない法体装束の上着に素絹がある。この素絹については、もっとも流布しているのが井筒雅風氏の説（註①前掲『法衣史』）である。井筒氏執筆の様々な辞書類にも記され、また、註①前掲島居本論文でも踏襲されている。それによれば、構造は袈代同様で僧綱襟を立てない。色・材質は、白・無文の一重を原則。

のちに等身の素絹も成立し、それにより本来の裾長の素絹は長素絹、等身の素絹は半素絹、または単に素絹とよばれるようになったという。しかし、その文献的根拠は乏しい。そもそも管見では古記録に素絹という用語は出てこない。むしろ井筒氏が説く素絹の構造は、長素絹は付衣、半素絹は衣袴の衣に相当する。素絹の実態については、『僧服集要』に一部史料が採られているが、それらを参考に別に考察する必要があるであろう。

⑰ 註①前掲澤田論文。直綴の基礎的研究はこれに尽きよう。

⑱ 近藤好和編・著『建内記註釈2』（日本史史料研究会、二〇一一年）参照。なお、同じく俗体公卿はすべて浄衣であるが、註①前掲澤田論文によれば、公卿入道の直綴が白であるのは、浄衣の色に合わせたためという。「甚深」は法衣として奥が深いつまり様々に利用できるの意で、「俗服之風情」は法衣としては軽装の意であろうか（前註近藤書）。

（国際日本文化研究センター・国立歴史民俗博物館客員教授）